

入札監理小委員会  
第432回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第432回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年10月12日（水）17:11～18:47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○イオン照射研究施設等利用管理支援業務（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）

○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務（文化庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（量子科学技術研究開発機構）

高崎量子応用研究所放射線高度利用施設部 利用管理課 瀧澤課長

〃 管理部 経理課 鯨岡課長代理

本部 総務部 契約管理課 米川課長

（文化庁）

文化部芸術文化課 柏田支援推進室長、中村支援推進室室長補佐、森支援推進室育成係長

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第432回入札監理小委員会を開催します。

本日は、イオン照射研究施設等利用管理支援業務、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、イオン照射研究施設等利用管理支援業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所放射線高度利用施設部利用管理課、瀧澤課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○瀧澤課長 ただいまご紹介にあずかりました、利用管理課の瀧澤でございます。お手元の資料、総務省市場化テスト、イオン照射研究施設等利用管理支援業務についての説明をさせていただきます。黄色い表紙のものでございます。

1枚目、写真がございますが、これはイオン照射研究施設になってございます。一番下のほうに英語で、Takasaki Ion Accelerators for Advanced Radiation Applicationと書いてございますが、この赤いところの頭文字をとりましてT I A R Aというふうと呼んでおります。

1枚めくっていただきますと、イオン照射研究施設（T I A R A施設）についての概要が書いてございます。ちょっと読ませていただきますと、高崎量子応用研究所のT I A R A施設は、イオンビームの持つ特徴を利用して、材料科学・バイオ技術などの先端科学の研究に利用することを目的としております。この施設には、AVFサイクロトロン、タンデム加速器、シングルエンド加速器、イオン注入装置の4台の加速器が設置されてございます。

写真、左から、サイクロトロン、タンデム加速器、イオン注入装置、シングルエンド加速器というふうに、小さいですけれども写真が載ってございます。その下のほうに、施設の概観図、ポンチ絵がございまして、この中にこのように配置されております。

この施設のイオン照射の利用管理の支援の業務を行うというのが、本業務でございます。

右側に①として業務の概要を書いてございます。T I A R A施設の以下の4項目の業務を行います。①といたしまして、T I A R A施設利用に関する業務。この中の小さな分類といたしまして、機構内実験課題募集に関する業務、機構内実験計画書募集に関する業務、T I A R A等専門部会等に関する業務、高崎研施設利用委員会等議事録作成業務、その他、T I A R A施設利用に関する必要な業務ということでございます。

大項目②といたしまして、共通施設・設備等の運転保守管理に関する業務。実験装置及び実験室等の運転・保守・管理業務、R I施設の保守・管理業務、R I等（実験用照射試料含む）の管理業務、施設共用における技術支援業務、その他、共通施設・設備等の運転保守管理に関する業務ということでございます。

③といたしましては、外部実験者の窓口・受け入れに関する業務でございます。実験来所者の窓口・受け入れ業務、それから、T I A R A施設利用者に対するT I A R A保安講習業務、実験者施設使用手続支援業務ということでございます。

それから④といたしまして、研究成果の発表・普及に関する業務といたしまして、高崎量子応用研究シンポジウム開催に関する業務、高崎量子応用研究所年報の編集・発行に関する業務。大体、この4つの業務でございます。

1枚めくっていただきますと、主な業務のフローが書いてございます。一番左側に利用者等(QST内外)ということで、真ん中に受注者が行う業務、それから右側にQST(利用管理課)、当課の業務がここに大体書いてございます。真ん中に赤で書いてございますのが、先ほどご説明したTIARA施設の業務が4項目ほど書いてございまして、それに関連する実験利用者とQST(利用管理課)の主な流れが書いてございます。

上のほうから説明いたしますと、TIARA施設利用に関する業務、先ほどの4項目について、実験利用者について、大体、課題責任者に対してどのようなことを行うか、それから機構内実験を行うに当たって課題審査を行います。課題審査員に対してどのような審査依頼とか、審査結果の受領とか、そのような流れが書いてございます。

2番目のところに書いてあります、共用施設・設備等の運転保守に関する業務ですが、先ほどご説明しました4項目に対して、左側に実験利用者が受けられる内容が書いてございまして、右側に利用管理の業務ということになってございます。

JAEA東海研に対する洗濯依頼、それから実験利用者のRI保管等の依頼、それから業者の液体窒素の納入に対して、真ん中の受注者がどのようなことを行っているか。で、右側では利用管理課がどのような報告を受けているかというような流れになっております。

3番目のところといたしまして、外部実験者の窓口・受け入れに関する業務が書いてございますが、左側には、外部の実験者の受け入れ担当課室に対する調整業務、それから講習依頼、講習実施とか、TIARA保安講習に対する外部実験利用者に対する説明が書いてございます。それから右側には、講習内容の書類の回覧とか、訓練表を提出するというところで書いてございます。

一番最後のところですが、研究成果の発表・普及に関する業務ですが、先ほどの2項目、シンポジウムの開催と研究年報の発行に対して、左側の実験利用者に対して、機構内実験課題責任者、外部実験者、口頭発表者、ポスター発表者、査読者、JAEA研究技術情報部、関連機関等に対する開催案内を行います。その開催案内後に、原稿執筆依頼、回収、整理、査読、校正、印刷、郵送というような手続を行っているということで、書いてございます。

左側については、シンポジウム実行委員会、それからプログラム、発表者等の選定についてはQSTの利用管理課が行いますが、その決まったことに対して、受注者は実験利用者に対してそのようなことを行うということでございます。大体、主な業務のフローは以上でございます。

それから、お手元の資料A-2、イオン照射研究施設等利用管理支援業務民間競争入札実施要項のほうですが、1枚めくっていただきますと、全て赤字で書いてございまして、修正によって変わったもの、それから黒字で訂正してあるものについては必然的に年度が

かわるというもので、必然的に変わっているものについては黒字で訂正してございます。それから、3ページ目、右側の2/83というところと、7/83、8/83のところ、赤になっておりまして、なおかつ黄色でマーキングされておりますが、そのところについては、前回委員のご指摘のところを修正したものでございます。実施要項、全てそのように修正させていただきました。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 よろしいですか。ご説明どうもありがとうございます。いただいている参考資料の、おめくりいただいて、業務のフロー図があるかと思えます。②主な業務のフローですね。真ん中に受注者とあって、そのすぐ下に四角枠囲いで、機構内実験課題募集とか、それから機構内実験計画募集などの文言が見られるところがございます。おそらくこの施設というのはかなり希少価値がある施設でして、それでこの施設を使う価値がある実験だけ受け入れるのかなと想像しているんですけども、この課題募集とか計画募集というのは具体的にどういう業務を行っているのでしょうか。右側に開催準備とか課題採択とか結果承認とあってあるんですけども、あくまでもこれは事務的な手続だけであって、実際の、この実験計画には価値があるとか価値がないとかそういう実質的な判断は受注者は行わないという判断でよろしいのでしょうか。

○瀧澤課長 一番上のT I A R A施設利用に関する業務のところの、実験課題募集の左側のほうに機構内実験課題責任者に対する矢印が書いてございまして、それに対して、募集、応募、調整、通知というのを四角で囲ってございます。実験課題は、応募された場合、機構内の課題審査員が審査をいたします。ですから、そういう審査の手続は受注者が行いますが、実験の内容に対して重要か重要ではないかというアカデミックな判断は全て機構の研究者が行います。

新法人では、その委員の実験課題の審査員が、参考資料①、78/83ですが、平成28年度高崎量子応用研究所放射線照射施設機構内利用委員会名簿というのが添付されてございますが、ここに載っている13名の委員の方に全て課題は審査していただきます。

この課題審査が、1課題について4名の審査員の方に審査していただきまして、100点満点で出していただいてその平均点でランクづけをします。そのランクづけをしたことによって60点未満の課題については不採択、それ以上の点数のついたものについては60点から100点に対して、ビームタイムというか、T I A R Aについては年間で実験に使えるビームタイムがありますから、そのビームタイムに対して60点の場合は0.3、100点の場合が1というようなビームタイムの配分、希望時間に対してそういう圧縮係数をかけます。それで年間のビームタイムを配分するということをやっていますが、そういうアカデミックな審査については、受注者は一切かかわってございません。これに対する事務的な業務を行うということでございます。

○辻専門委員 今のお話を受けて、実施要項の4/83の上のほうなんですけれども、(イ)機構内実験課題募集等に関する業務とございます。その第一パラグラフの一番最後の一文なんですけれども、施設側安全検討会では機構施設側担当者と実験課題申請書のT I A R A施設適合性等について検討を行うと書かれているんですが、これは受託者が検討を行うんですか。これ、主語は何なんですか。

○瀧澤課長 これは施設側安全検討会が行います。これは、施設側安全検討会というものを開催いたすのですが、その準備は受注者が行いますが、施設側安全検討会のメンバーは、機構の利用管理課、加速器管理課、それから保安管理課という、全ての機構職員が参加する検討会です。その中で、T I A R A施設について安全かどうか、その実験課題が適合しているかどうかという判断を検討会で行いますので、その検討会の開催の準備までは受注者が行うということでございます。

○辻専門委員 全く知らない方がこれを読んだ場合、そこまで読み取れるかちょっと疑問かもしれませんので、主語を明確にして、さらに先ほどおっしゃっていただいたアカデミックな仕事は一切ないとか、そういう修飾をできればちりばめることをご検討いただければと思います。

○瀧澤課長 委員のご指摘を踏まえて、主語をもう少し明確に、修正したいと思います。

○辻専門委員 それから、続いてよろしいですか。

○瀧澤課長 はい。

○辻専門委員 先ほどの、またこの業務フロー図の、真ん中の四角ですね。共通施設・設備等の運転保守に関する業務とございます。その中の真ん中、R I使用施設の保守・管理とか、R I等の管理とあって、多分このR Iって放射性同位体のことを言っていますかね。

○瀧澤課長 委員のご指摘のとおり、放射性同位元素のことでございます。

○辻専門委員 済みません。僕、全く素人なんですけれども、このあたり放射性同位元素に関して何か特殊な技能とかは必要なんですか。

○瀧澤課長 特殊な技能はございません。放射線業務従事者の資格を取得していただければ管理区域内の作業をできますので、全て管理はできます。

○辻専門委員 ちなみに、その放射線業務従事者という資格があるんですか。

○瀧澤課長 放射線業務従事者というのは、教育訓練を受けていただいて中央登録センター等に放射線業務従事者として届け出ていただくと。で、その届け出ていただいたことにより、当該事業所、例えば今回は高崎量子応用研究所ですが、その当該事業所の管理区域内の作業ができるということです。全ての方が教育さえ受けていただければ放射線業務従事者にはなれます。

○辻専門委員 ちなみに、その全ての方とおっしゃいましたけれども、何か特段ベースとなる知識が必要とかそういうことはないんでしょうか。

○瀧澤課長 普通の義務教育を受けていらっしゃる方だったら、その教育を受けていただければ理解できる内容になっていると思います。

○辻専門委員 なるほど。ちなみに、その放射線業務従事者は今のような、結構ハードルがそんなに高くないと。低い資格とお見受けしたんですけれども、その放射線業務従事者に関する何か定義とか説明とかはこの要項の中にあるんでしょうか。

○瀧澤課長 はい、放射線業務従事者については、少々お待ちください。済みません。定義というのはございませんが、実施要項の資格のところ放射線業務従事者であることと記入してありますから、その定義というのはちょっと載せてございません。

○辻専門委員 ちなみに、済みません。僕、不勉強で済みません。この放射線業務従事者というのは、公的な資格ではなく、あくまでこちらの機構さんにおいて呼ばれている資格なのでしょうか。

○瀧澤課長 いえ、これは公的な資格でございます。

○辻専門委員 あと、最後1点だけ済みません。先ほどの業務フローの続きなんですけれども、同じ先ほどのR Iという四角の枠囲いの中に、実験室等の、運転、保守、管理とございますけれども、これは具体的に先ほどのいろいろ装置があったと思いますけれども、あの装置を実際実験に当たって運転する業務をさせられるという理解でよろしいでしょうか。

○瀧澤課長 はい、委員のご指摘のとおりでございます。文言で書いてあります実験装置といいますが、先ほどご説明した加速器4台の実験装置ではございません。その加速器に付随しています一番末端のところに実験装置等がございます、全て真空の装置なのですが、使用するときだけ真空装置を、通常は朝9時から5時半までの時間内では運転、保守をしていただくんですが、あとは利用するときには実際の運転をしていただく。そのようなことでございます。

○辻専門委員 つまり、このビームの照射の強さとか、時間とか、そういうものをやらないで、あくまでその真空装置の空気を抜くとか、それぐらいの話なんですか。

○瀧澤課長 そうです。全て真空容器の中に試料をセットして、その試料に対して上流側のほうから真空中で加速器のほうからビームが来るんですが、そのビームの操作とかそういうのは全て加速器管理課のほうが行います。利用者支援でございますので、実験試料をセットして、それにビームを当てるというような操作をするということでございます。

○辻専門委員 今のお話の内容というのは、実施要項のどのあたりに書かれていますか。

○瀧澤課長 実施要項の5/83の(ハ)のところですね、技術支援。この辺、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)と全体的に関連しているんでございますが、照射に関する実験支援ということでございますと(ハ)のところに書いてある、T I A R A施設の施設共用における技術支援業務、申込書及び実験計画書の記載、分析、いろいろ書いてまして、利用日時の調整を行って、実験及び実験準備への立ち会いを行い、実験装置に不慣れな者については、実験装置の運転・操作方法に関する技術支援を行うということを書いてございます。

○辻専門委員 ここで言うこの実験装置という言葉は、先ほどおっしゃっていた真空のために使う真空ポンプとかそういうことを指しているんですか。

○瀧澤課長 実験装置には、チャンバーとそれに付帯する真空装置とがくっついてございますが、仕様書の中にそういう実験装置の名称が全部記載されてございまして。別添1、仕様書がついてございますが、その仕様書の中にも書いてございますが、実施要項にも書いてございます。実施要項の1/83、2.(2)①主な対象施設、設備及び装置ということで、イ.実験装置と書いてございまして(イ)から(チ)までが全て加速器の端末についている実験装置の名称でございます。この(イ)プロトン照射下半導体試験装置とか、(ロ)複合材料耐環境性試験装置とか書いてございまして、その後LD1とかHY1と書いてございますが、これが全て実験装置でございます。この書いてある実験装置の運転保守と実験利用のときの技術支援ということでございます。

○辻専門委員 済みません。この1/83のイ.実験装置という各項目の中ですけれども、真空チェンバーというものは、ああ、真空容器なのかなと想像はつくのですが、そのほかの例えば(ホ)散乱ビーム照射試験装置とかを見ると、何か文系の僕からするとよくわからない道具があるんだなと思ってしまうんですが、これも単なる真空ポンプの操作とかでよろしいんですか。

○瀧澤課長 はい、これもふたをあけていただいて、中に試料をセットすると。で、ふたを閉めてから真空装置、操作盤がございまして、その操作盤を操作すると中が真空になると。で、真空になって、ある程度の真空になると自動的に照射できるランプがつきますので、そのランプがついた段階で加速器管理課というか、加速器の専門家のほうへ連絡します。そうするとビームが輸送されてきて末端で照射ができるというようなことになっていきます。

○辻専門委員 今のふたをあけてどうこうという手順に関しては、どこか仕様書とかに書かれているんでしょうか。

○瀧澤課長 これはマニュアルがございまして、仕様書の中にはマニュアルは入っていませんが、説明会の会場にはマニュアルとかそういうのを全て用意して、わかるようになっています。また、ここに書いてあります主な実験装置については、ウェブ上でオープンになってございまして、どのような装置かというのは明確に説明してありまして、どのような試料が照射できるかというようなことまで書いてございます。

○辻専門委員 多分ポイントとしては、初めてこれを見た方は、これもう難しそう、やめようと思ってしまうような印象を僕は持っています。そこで、あくまでご提案でございませぬけれども、この漢字がいっぱい書かれて横書きの、カタカナがいっぱい書かれていてよくわからない道具なんですけれども、これに関して具体的にこういう業務が求められているのかということを、簡単にまとめることがもし可能だったらご検討いただければと思いました。

以上です。

○瀧澤課長 はい、この実験装置を使ったどのような具体的業務を行うかというのを、なるべく簡単にまとめて追記させていただきます。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。3点、質問させていただければと思います。

1点目なんですけれども、まず実施体制の人数なんですけど、9/83から10/83にかけて入札参加資格と実施体制に関する事項があるかと思います。この中では10ページのところで、放射線業務従事者3名以上の指定登録を業務開始前に行うということになっていきますので、見る限り、この業務を実施する最低の人数は3名ということかと思うんです。

一方で、7/83を拝見しますと標準要員数というのがございまして、そこでは5名となっているかと思います。参加資格として最低を示されているこの3名に加えて、標準ということを示すことの意味があるのかどうかというところが少し疑問です。

つまり、最低の人数を示した上で、実績として5名であるということを情報開示をし、参考資料として添付していただいたように内訳を示すということであればわかるんですけども、そもそも入札参加資格として最低人数を示しているのに加えて、実績ではなくて標準を示す必要というのはあるんでしょうか。

○瀧澤課長 委員のご指摘の一番最初の、10/83の一番上の(イ)の、本業務開始前までに、放射線業務従事者3名以上の指定登録を機構に行い、管理区域内作業が確実に進めるようにすること、というその3名と、標準要員人員5名というのが矛盾しているというご指摘ですが、本業務の実施体制に関する事項で、この3名というのは放射線業務従事者としては最低3名いればいいということで、この3名と記載させていただいています。開始してから3名ではなくて、本業務開始前までには、4月1日から開始していただくんですが、そのときにはもう放射線業務従事者が3名いないと仕事が成り立たないということで、最低3名ということに。

本来は5名の放射線業務従事者が理想的なんですけど、管理区域内作業というのは最低2名で行いますので、2名でペアで作業するので、2名ですと1人休んでしまえばだめなので、3名ということで記載させていただいています。

ですから、標準人員はあくまで参考で5名としていますが、そのうちの3名が最低でも放射線業務従事者の資格がほしいということでこのような記載になってございます。記載の適正化ということで、もうちょっと親切に書ければなと思いますけれども。

○川澤専門委員 この、標準というふうに書いてしまうと、最低5名は配置しなければいけない、あくまで参考とするとはなっているんですけども、特出しでこう書くんですね。ですので、後でご検討いただければと思うんですけど、最低のラインは先ほどおっしゃっていただいた10/83で示されていると思いますので、その5名というのはあくまでこれまでの実績であって、そうしますと75/83とかで、これは評価項目なんですけれども、もう5名が前提になっているような。例えば、1.の①の備考のところ、5名が関係法令の知識を持っていることとか、2.①のところ、5名中3名以上という形で何となくもう5名が前提となっているような書きぶりを、あくまでそこは民間事業者の提案に委ねるわけですから、見直していただいたほうがいいのではないかとこのところが1つ目のコメントです。

○瀧澤課長　そうですね、委員のご指摘のとおり、82/83のところに標準要員数の算定内訳といたしまして、どのくらいの業務量があるかということ、その業務量から大体1日の時間を出したものが参考資料④としてありますが、これはうちの施設内の作業をやった場合このくらい必要だということで参考で出しております。ですから、これ以上能力のある方がいらっしゃれば4名でもできるということで、あくまでも参考で5名ということにしております。

○川澤専門委員　まさにおっしゃっていただいた、どういうスキルのある方を何人配置するかということが民間事業者の創意工夫の部分だと思いますので、その部分を引き出すという意味でも、あまり標準で5名というところを強調されないほうが逆にいいのではないかと思います。

　済みません。次ですけれども、8/83の部分のアンケートにつきまして、このアンケートは実際誰が回収するのでしょうか。その委託先が回収して集計まで実施をするのか、もしくは、回収したところまでが業務の範囲なのか、その点はいかがでしょう。

○瀧澤課長　現時点では、回収までを受注者にやっていただいております。回収後の集計と分析は職員が行っております。

○川澤専門委員　そうしましたら実施、回収をするというところで明確にさせていただければ、多分、集計とかは必要ないのだということがわかるかと思いますので、そこをご検討いただければと思います。

○瀧澤課長　委員のご指摘のとおり、ちょっと修正させていただきたいと思います。

○川澤専門委員　済みません。最後に、82/83、83/83で先ほどご紹介いただいた参考資料④なんですけれども、これは各業務を細かくブレイクダウンしていただいて、どのくらい従事していた実績があるかというところを明確にさせていただいて、非常にわかりやすい資料だと思うんですが、一方で、これをぱっと拝見しますと、大体各業務項目ごとに一、二名、例えば15ですと2人ぐらいかなというような形で、これは押しなべて何時間投入時間があつたかというようなことだと思うんですけれども、4.についてはアドホックに業務が発生するようなものだと思いますので、少しそこは注のような形なのか、この表の冒頭なのか、年間の押しなべた数字であるというところを明確にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

○瀧澤課長　これは参考資料でございますけれども、年間を一日当たりに変化させたものでございます。明確に1.、2.、3.、4.と分かれているわけではございません。全ての方が、例えば支援業務をされている方が窓口をやったり、窓口をやっている方が支援業務をやったりというふうにお互いに補完し合って仕事をしていただくという形で、仕事量を明確にするためにこれを分けてあるだけでございますので、ちょっと書き方をわかりやすいように、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○川澤専門委員　表自体は非常にわかりやすいと思うんですけれども、おそらくそれぞれの業務項目を兼務して、実態としては5名で従事しているというようなことだけ注で書い

ていただければわかりやすいのかなと思います。

○瀧澤課長 わかりました。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 ほかに。

○浅羽副主査 どうもご説明ありがとうございます。現契約におきまして2者が応札されたと、私ども資料で拝見させていただいております。ただその2者のうち1者のみが予定価格の範囲内で、もう1者はそれを超えてしまっているというような資料を、先ほどのこちらの黄色いものところで拝見させていただいているんですけども、そもそも予定価格は機構においていわゆる積み上げで算定されるものなんでしょうか。そういう理解でよろしいでしょうか。

○鯨岡課長代理 この当時は原子力機構でしたが、原子力機構の基準に基づきまして予定価格を積算しております。

○浅羽副主査 なぜそんなことを申し上げたかということ、やはり、予定価格の中に複数者ないと、結局総合評価での勝負にもならない。もちろん必須事項は全てとらないとだめですけれども、必須事項さえオーケーになれば予定価格内のものが当然落札されるということになりますので、どうしてこんなにだめなのかなとちょっと思っていたんですけども、考えられることとしては、予定価格がかなり厳しく積算されているのかなということが1つ。

ただ、前回の契約、平成23年度から平成25年度までの契約よりも、若干、現契約のほうが契約金額が上がってそれで落札されていますので、前の契約から想定すれば、今の時代そんなに業務が変わらない限りは金額が予定価格より高くなるということは考えにくいのではないかなと想定しながらも、でも、結果これで落札されながらも、応札されたのが予定価格を超過してしまっていて、なかなか実質的な競争になっていないなど私は判断したんですけども、何か要因として御機構として、今、もちろん昔は違う独法がやっていた、で、今は研究開発法人で御機構がやられているという、主体が違うので余計に、かえって言いやすいところがあるかもしれないと思うんですけども、なぜこうなっちゃったのかなというようなところは、何か思い浮かぶようなところはないでしょうかね。具体的には、それで今後何か改善できる点はないのかなと思っているんですけども。何か思い浮かぶようなことはないでしょうかね。

○鯨岡課長代理 まず1点、原子力機構はこの契約金額を公表しておりまして、実際もうこの契約金額が公表されているということで、基本的には、今回、平成25年度から平成26年度に変わるときに、作業員の5人の内訳、事務係員を技術系の係員に変更したことで多少金額は結果的には上がってしまったのかなと思っております。あとは、実際に公表しておりますので、他者が応札する場合はその金額をおそらく下回らないと受注できないという意識が多分働いているのかなというところはあるかと思えます。

○浅羽副主査 ただ、現実には予定価格を超過してしまっているわけですね。それはな

ぜんんでしょうかね。とりに行くのであれば、技術で勝負するのであれば、前の契約と同じぐらい、ただそうした人員の中身が2名分だけ変わったと思いますので、その分は多少オーバーしたとしても、そんなに高い金額を入れたらとれるわけがないと、先ほど課長代理がおっしゃったように推察するのがある意味当然のような気もするんですけども、そうっていないのはなぜなんだろうかとすごく思っています。

そこで競争ができてこそ、技術の中身もまた、より競われるのではないのかなと思うんですがそこに至っていない。結局、なぜなんんでしょうかね。あるいは、どうすればそこが改善されるようになるのでしょうか。

○瀧澤課長 済みません。平成23年から平成25年度は最低価格落札方式でございました。平成26年から、これが総合評価落札方式というふうになってございます。そのときに、先ほど鯨岡から説明がございましたとおり、人材を事務係員から専門的な知識を有する技術係員に変更したと。そのときに応札者が2者ございましたけれども、見積もりをとったときに全て高かったんですが、その高い見積もりから、うちのほうの予定落札価格というのは、前年度契約の金額はわかっていますけれども新年度の契約はわかっていたんですね。あまりに高かったので参考見積もりをとって見たんですが、そのほか何者かもとったんですけども、お願いしたところから出てこなかったということもございまして、出てきたのが2者だけだったんですけども、その2者とも高かったと。実際に応札したらこの金額になったということで、なぜ高かったかというのは、ちょっと私どもは理由がわからないということでございます。

○浅羽副主査 結局同じことがまた起こってしまうのかなと。私も入札のこの仕様書の中身を細かく見ていて、例えば76/83のところの2.の最初の◎のところ「確実に行えこと」とあるので、ここは「行うこと」か「行えること」か何かの誤字だろうとか、非常に細かいところを見てはいたんですけども、結局そういう価格が非常に厳しいところでやっていると、こういうところを細かくやっていっても、結局最後は予定価格の中にぎりぎりまで落とし込んだところとっておしまいになってしまうのかなと思わないでもなくて。

そうならないように、ほんとうの意味で総合評価で競えるような環境があったほうがいいだろうと思うんですけども、ただ、当然予算の制約もあるのでそこは厳しいだろうと思うんですけども。なぜなんだろうとお聞きした次第で。もう現行業者さんがぎりぎりまで効率的にやっているというのであれば、もうそれは仕方がないと思うんですけども。そういう評価になってしまうんでしょうかね。

○瀧澤課長 そうですね。業者さんのほうの評価はちょっと私どものほうではわかりかねますが、総合評価落札方式で行いまして、金額が低かっただけでほかの採点基準については、ほかの業者もそんなに遜色はなかったんですよ。実際は金額だけがネックになったということでございます。その辺は平成25年から平成26年に変えたときに、先ほどもご説明いたしました、専門的な知識を有する技術員になったと。その辺のところが変わったので、前年度の契約金額と、今回の平成26年からの契約金額と若干変わっているだろうと。

ホームページ等にも契約金額が載っていますのでその金額の前後で入れれば落ちるかなというような判断はなされると思うんですが、その辺はうちも何ともわからないので。今回はもう中身が全然変わっていませんので、前回の契約金額と変わっていないので、その辺は応札業者さんがどのように判断するかというのは、ちょっと見てみたいというような。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。わたしも浅羽先生と同じ点については非常に疑問を感じておりまして、前回審議の際にもこの2者が応札をしているんですけども、その2者の応札の価格というか、どれぐらいオーバーしているのかということについては数字を教えてください、結局落札できなかったビームオペレーションさんが関係法人だということで、どういう方が再就職されているのかということについても、委員会の後でご回答いただいたかと思うんですけども、やはり、そうしましたらビームオペレーションさんは代表取締役社長さんがOBの方でいらっしゃる。で、もちろん放射線利用振興協会さんは当然関係法人でいらっしゃる。この2者がほぼ100%に近いものと110%もしくは123%というような形で一応形式的には応札はしているんだなというふうには見えますが、これはそちらの機構さんなりというのはメディアからもいろいろご指摘があったところだと思うんですけども、やはり、これは公正に入札が行われましたとどんなに形式を整えても、その事実関係を関係者ではなくて一般の国民が見た場合にどのように判断されるかということに関しては、非常に真摯に受けとめて業務をなさっていく必要があるということは再度強くご理解をお願いしたいなと思ひまして、これではこのまま、いや、こんなふうに改善しています、こんな事情がありますというような、いろいろ理由はあると思いますが、結果的に似たような関係法人が2者なのか3者なのかわかりませんが、形式的には応札をして実質これは談合じゃないかと、内輪で、では今回は君のところやるからこちらは適当に何となくこのぐらいで出しておくよみたいなことは、証拠がなくても皆さんそう思われて当然だと思うんですね。

それはもう厳然たる事実で、それが今後何年も何年も続いた場合の御社に対するレピテーションというか、国民の目線というものに関しては、ほんとうに非常に大きなマイナスになるのかなと思ひまして、ちょっと総論的になってしまっただけなんですけれども、もちろん形式的には入札をしているんだから落札者のことをコントロールしているわけではないとおっしゃるかもしれないけれども、やはり国民は簡単にそうは見ない。官製談合というのは全部そういうふうになされてきたわけですから、そこに対して発注側が結果責任と言われると厳しいかもしれないですけども、でも評判というか世間の目というか国民の信頼という意味では結果責任を負わざるを得ないお立場にいらっしゃる。と考えると、本気でまともな公正な、これは競争入札だよね、と思われるような入札になるようにちょっと本気で取り組みをなさらないと、これは多分同じ結果が来年も再来年も同じように続いていくのだと思うんです。

もしそういうふうにするのであれば、もう競争入札を形式的にやるのではなくて、随意契約になさったらどうなのかなというか、どうしてもこの会社さんでなければいけないのであればですね。非常に実質的には随意契約のようなことをやっておきながら、一応競争入札を形だけやっていますということがどこまで世間に通ると思っていらっしゃるのか、ちょっと疑問だなと思ひまして、それに関しては、済みません、総論的で恐縮なんですけれども、ほかの受注可能業者さんにもお声はかけていらっしゃるということなんです、もっとも本気で関係法人さん以外に、なぜ応札できないのか、どうしたら応札できるのかということを実際にヒアリングをすれば必ず答えはあると思うんです。

こちらの事業は13/83ページにある、要はこの施設、高崎に常駐しなければいけないというお話なんですかね。はっきりは書いていないけれども、この109号室というところに常駐しなければいけないのかなということ先ほどちょっと皆さんで話していたんですけども、それがもし、例えばそこがネックになっているとすれば、ではどうやったらそれがネックにならないのかとか、ほんとうに本気で改善策を考えれば解決策が絶対ゼロではないと思うんですよね。ずっと来年も再来年もずっと同じ結果が続くようなことにはならないと、やはり私も思うので、それについてはお考えいただきたいなと思います。

それから、済みません、ちょっと別で34/83ページで「当機構では、入札対象である事業の全部を請負契約により実施しており」ということで、そのため「請負費の詳細な内訳の開示は受けられない」ということなんですけれども、これはもうちょっと新規業者さんがわかるように、何にどのくらいのコストがかかったかという内訳は出せないものなのでしょうか。済みません、私、ほんとうに不勉強で恐縮なんですけれども、請負費ですとそういったことは全く出してはいけないというような何かルールになっているのでしょうか。それとも、お願いしたら出していただけるのではないかというか、どうなんでしょうか。というか、人件費と物件費ぐらい、別に出してもいいような気もするんですけれどもね。  
○鯨岡課長代理 請負費の詳細な内訳ということですが、この契約に関してはほとんどが人件費になります。

○生島専門委員 もしそうであるとすればですね、やはりこんなふうに課長代理に毎回質問を皆さんでしないと思うので、数字でお示しされたほうが、新規業者さんは何に幾らかかるかの見当がつくかどうかでも大分入りやすいと思うんです。全くわからないと、うーん、幾らかかるのかな、では物件費ってどんなものがあるか幾らかかるのかな、とか思ってしまうのではないかなと思ひまして、なぜ請負費の詳細な内訳の開示は受けられないのかがやはりわからないんですけれども、受けられるように契約の仕方を変更されてもよろしいのではないかなと思ひまして。何か法的に絶対だめということがあれば仕方がないんですけれども、次回以降そのような工夫というのは可能なのでしょうか。

○鯨岡課長代理 この契約、平成26年度までの契約については、平成29年度の契約についても同じですが、相手方に対して求めているのは総額なんです。あと、総額として幾らということ入札を行ってしまひ、価格を入れて、それで一番安いところが落札というこ

とになっています。もう一方で、予定価格を私どもで積算するんですが、予定価格は公表できない決まりになっておりますので、この内訳の開示は難しいのかなと今は思っています。

○生島専門委員 その、過去のことであればこれだけかかったというのはざっくり出すことはできないですか。もしくは、もちろん入札のときに細かい数字を人に公表するわけではないと思うんですけども、次回以降の競争入札がよりよく行われるためにそういった情報の提供をしてくださいますというように、事前に落札業者さんと話しておくことで、次回以降対応することはできないのでしょうか。ただ、ほんとうに総額だけしかわからないんだなという。しかも、先ほどの話になりますけれども、公正に競争が行われているとは到底思えない。いわゆる官製談合と思われかねない非常に典型的なケースなんですよ。それで、価格が低いほうと言われて、まるっとした総額だけで内訳を見せられないと言われて、何か、納得感があるんでしょうかという。一般国民目線でそこはちょっとお考えいただけたらと思うんですけどもいかがでしょうか。

○鯨岡課長代理 この関連した契約については、請負契約ということでございますので、内訳というのは存在していないのかなと。あと、委託契約とか精算契約であれば、内訳は求めて最終的に確定することになります。でも、そもそも請負という確定契約ということで行っておりますので、詳細な内訳というのはちょっと開示することはできないと。繰り返しのようになってしまいますが。

○生島専門委員 そうすると、その委託契約ではなくて請負契約にしない理由は何かあるのでしょうか。情報があまり開示されないようなやり方をわざわざとらなくてはいけないのでしょうか。

○瀧澤課長 済みません。この仕様書は、全て人件費算出のための仕様書でございます。年報とかシンポジウムにかかる費用については全てQ S T負担でございます。こういう作業をやっていただく人を、作業内容について委託しているのでもございまして、年報を発行する印刷費とか、そういうものについては一切発生しておりません。ですから、中の詳細と言われましても、受注業者がこういう作業をするときに何人工のどのくらいの人件費がかかるかというのは、受注者側の内容でございます。うちのほうではちょっとオープンにはできないということでございます。

○生島専門委員 済みません。そうすると、それがぱっとわかりづらいというか、物件費がそういったものはほとんどかからないというようなことがわかるように明示される必要がありますし、これだけ空欄があって、常勤、非常勤職員、何も明細は出せませんということではなくて、そうしたら内訳は出せないにしても、大半は人件費であるとか、何かちょっと新規の人がイメージをつかみやすいような説明があってもいいかと思うんですけども、そういった今のような課長のお話が私はちょっと読んでもすぐにわからなかったのです。

○瀧澤課長 委員のご指摘の、従来の実施に要した経費のところの表の中の記載方法が、

ちょっと空白になってございますので伏せているのではないかと思いますので、例えば人件費のところはかかるけれどもそれ以外のところについては「なし」と記載すれば、これは人件費だけなんだなとわかると思いますので、そのように、ちょっとわかりやすいように記載させていただきます。これ、空白だと隠しているように見えますので、これは「なし」と書いて、人件費のところだけにしたいと思います。

○生島専門委員　そうですね。ありがとうございます。

○尾花主査　ご説明ありがとうございます。何点か教えてください。この件の落札者は、長期にわたって同一法人かと思うんですが、また、新聞報道等でも問題とされてきたかと思うんですが、今回の実施要項でさらに応札業者を増やすための試みとして、ここは効果があるのではないかと考えているポイントはどこでしょうか。

○瀧澤課長　パブコメを受けるときに、関連するような業者さんのところにご案内をしたということを伺っております。

それから、Eメール等でいろいろ関連業者さんの名刺等をいただいていますので、その名刺に載っているようなところにEメールを出したと。全て送ったらそのまま受け取ってもらえたかという、異動している方とかそういう方がいらっしゃいますから、メールを送れないというようなのがあったとは思いますが、そのようなこともやったということになってございます。関連業者さんの、私どもがいただいているメールがでございます。年末年始等で挨拶に来ますので、そういう名刺等に載っているメールに、こういうことをやっていますということでメールを出したと。

それから、あとは、あれですかね。

○鯨岡課長代理　あとは、関連会社になってしまいますが、主だったところの業者に、今、パブコメの掲載をしていますので見てくださいという案内はしています。

○尾花主査　といたしますと、機構さんとしては、応札業者としては複数者、10以上なのか、10以下なのかわからないけれども、市場としては応札業者はいるというふうな予測でおられるということでしょうか。

○瀧澤課長　そうですね、関東近県の関連する業者さんのところからは、応札は可能かなと。ただ、事業所を新しく設けたり、例えば茨城の場合だったら原子力施設がいっぱいありますので、茨城に事業所を設けておいても1カ所とれなくてもほかがとれるわけです。高崎事業所を設けても高崎に1件しかないの、事業所を設けてまさか高崎がとれなかった場合どうするんだ、というような心配をされているのかなと思うんですが、関東近県の関連する業者さんを調べて、大体何社かございますので、多分ご案内すれば説明会には来ていただけるのかなと思ってございます。

○尾花主査　ありがとうございます。そうすると、市場については複数入札業者が見込める市場だのご判断になられていて、さらに、その方たちに入札してもらうには情報開示が必要で、先ほど来、請負契約等のことはあったんですが、その中で前回の委員会でもあったと思うんですけれども、その過年度の業務量については流動的であるので今回は開示を

控えたいというようなご説明を事務局から受けているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○瀧澤課長 3年契約でございますが、ご存知のように当方は予算で運営しておりますので、今後予算がどのようになるか、施設の運転の縮小方向というのもございますけれども、そのようなことで人員の削減というのも考えられますので、けれど3年契約ですから、契約変更のないようになるべくしたいと思いますが、そのようなことで今後3年後の運転経費とかそういうのは一応予定で記載してございますが、確定ではございませんという説明でございます。

○尾花主査 わかりました。82/83ページを見ますと、その運転計画によって大きく変動しそうな必要時間数というのは、この2.の共通施設・設備等の運転保守管理等に関する業務の、3.の「T I A R A施設の施設共用における技術支援業務」のような理解なのですが、そういうことでしょうか。

○瀧澤課長 施設共用は、施設の運転時間が減らされても、成果公開とか成果非公開というのがございますけれども、優先的に配分してお金が入ってきますので、施設の運営資金に回せますので、内部の実験課題よりも施設共用を優先するというふうに今のところはなっていますので、あまり減る方向にはいかないだろうと。逆に、予算を減らされた場合は、そちらのほうを増やす方向に行くのではないかと現時点では考えております。ですから、増える方向に行く可能性もございます。

○尾花主査 ちょっと理解がうまくできなかつたんですが、過去の業務量を開示できないのは、今後委託する内容に変動があるので誤解を生むので過去の業務量は開示しないほうがいいと判断されたという理解ですか。

○瀧澤課長 過去の業務量は、新法人になりまして平成26年度からの契約でいろいろ時間外作業とかそういうのを見直しまして、過去3年間の時間外作業の時間を平均して平成26年度からはその時間分を足して変則勤務で24時間対応できるような実施要項に変えてございます。ですから、あまり過去のを開示しても参考にならないので、平成26年以降のものでしたら参考になると考えております。

○尾花主査 そうすると、次の実施要項では開示することも可能だと考えておられるということでしょうか。

○瀧澤課長 そうですね。3年契約がやっと終わるところですけれども、次の実施要項をつくる場合はそれは開示は可能だと思います。ただ、予算でいろいろ変わりますから、その都度若干変わるので、参考になるかどうかわかりませんが開示は可能です。

○尾花主査 はい。最後に、何度か質問させていただいたと思うんですが、82/83と83/83を見ますと、素人の私でもできそうな仕事が1日当たり7時間ぐらいあるのですが、それは75/83で見たときに、標準人員5名が関係法令の知識を持っていることというような内容で評価をするということに何か矛盾を感じるんですが、それはいかがでしょうか。

先ほど来、1人の人がいろいろな業務をされるからと、全員そういう関係法令の知識を

持っていたほうがいいのであるということなのですが、非常に簡単な業務をするのは、むしろ例えばこの施設の中で機構さんにその簡単な業務を寄せることによって、この業務を効率的に行うというような可能性はないでしょうか。

○瀧澤課長 委員のご指摘の、簡単な業務というふうに書いてございますが、これは関連する簡単な業務でございまして、例えばT I A R A施設利用に関する業務の中で、わりと簡単な業務が書いてございますけれども、それは難しい業務と関連している簡単な業務が書いてありますので、そこだけを機構の職員がやってしまうと、易しいところから難しいところまで一連の流れでやっていますので、ちょっと関連する業務で全て書き出してございますので、全部を抜き出せるんだったら職員がかわりにやるというのも可能ですけれども、ここは職員、ここは受注者といいますとあまりにも入り組んでしまうので、全て切り離せるようにこの業務を区切りました。ですから、中には簡単な業務も入ってございます。

それから、1つだけ、窓口業務だけですと全て可能なように見えますけれども、窓口業務でも放射線業務のことを知らないと、文章で書いてあると簡単なように見えますけれども実際にやると奥が深くて、従事者等指定登録の仕方とかその辺を全部熟知していないとできないような業務になってございます。

○尾花主査 わかりました。ほかにないですかね。

○辻専門委員 細かくて恐縮です。実施要項、23/83でございます。一番最後に裁判管轄とございまして、多分これは東京地裁でだけ裁判をやりたいという意図があるのかなと思います。その場合であれば専属的合意管轄にする必要がございますので、詳細は事務局の方にお尋ねいただいて、もし東京地裁でだけ裁判をやりたいのであれば専属的合意管轄に変えたほうがよろしいかと思えます。ご提案でございます。

○瀧澤課長 ご指摘ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（量子科学技術研究開発機構退室・文化庁入室）

○尾花主査 長時間お待たせして申しわけございません。次に、次代の文化を創造する新

進芸術家育成事業の運營業務の実施要項（案）について、文化庁文化部芸術文化課、柏田支援推進室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○柏田支援推進室長 文化庁の柏田です。よろしくお願ひいたします。この次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務は、平成27年7月に民間競争入札の対象として選定され、今年で2年目となります。

まず、契約状況の推移の表をご覧ください。平成28年度事業につきましては、当該年度の事業から総合評価落札方式を始めまして、説明会には3者参加し、応札者数は2者ありましたが、1者が予定価格超過だった結果、JTBコミュニケーションズ（現JTBコミュニケーションデザイン）が落札しております。なお、契約金額は2,925万6,699円です。

次に平成29年度民間競争入札実施要項案につきまして、昨年からの変更点を中心に説明させていただきます。まず変更点でございますけれども、大まかには委託業務内容を1点追加したということと、そのほかは年度の更新、それからパブコメを踏まえた字句の修正です。

また、昨年の本小委員会でご指摘を受けた評価項目についてですが、ご指摘を踏まえ、芸術に関する経験、知識等に関する要項を緩和いたしました。さらに、実施状況に関する情報の開示につきましても、変動の大きい項目の説明を付記するというご指摘をいただき、対応しています。これらの修正については、既に前回平成28年度の民間競争入札実施要項において措置済みであり、今回の平成29年度実施要項案におきましても引き続き緩和等しています。

それでは平成29年度民間競争入札実施要項案の内容についてご説明いたします。まず事業の概要についてですが、2ページの⑥に「平成30年度の育成事業に係る文化庁と一部の実施団体との契約手続に関する支援業務」という業務を追加しております。これは、事業開始までに契約手続に必要な書類を整える必要があるため、年度当初の4月から開始される事業については、3月中には契約手続に関する支援業務を行っていただく必要があります、この業務を追加しました。その他の業務内容については、変更点はありません。

9ページ、(3)確保されるべきサービスの質については4点挙げています。まず、実施団体からの育成事業に関する質問等に適切に対応できたかについて行うアンケート調査で、「適切に対応できていた」、あるいは、「おおむね適切に対応できていた」の割合が、全実施団体の60%以上であること。それから、育成事業の提出書類に関する実施団体とのやりとりに関して行うアンケート調査で、「適切に対応できていた」、または、「おおむね適切に対応できていた」の割合が全実施団体の60%以上であること。また、育成事業の運營業務のスケジュールをスケジュールどおり進めるということと、文化庁に提出する育成事業の各書類の内容に、誤字・脱字、内容の間違い・欠落がないようにすること、の4点です。

10ページ、入札参加資格に関する事項については、前年度と変更はありません。

11ページ、入札に係るスケジュールですが、官民競争入札等監理委員会の承認がとれま

したら、来年1月には公告を行い、1月中旬に入札説明会を行いまして、3月上旬に落札者を決定する予定です。公告期間につきましては、前回は21日間設けました。文部科学省では、原則20日以上公告期間を設けることとされていますので、その考え方を確保して今回も同様に行いたいと思います。

14ページ、評価方法ですが、イ.のb)の民間事業者に臨まれる経験・能力等につきまして、昨年の本小委員会での指摘を踏まえ前年度も対応済みですが、芸術に関する経験・能力等を緩和して、現案の3項目に修正して公告を行っており、今年度も引き続き、この3項目で実施したいと思っています。

次に、パブリックコメントへの対応状況ですが、9月15日から29日にパブコメを実施して2件の意見をいただきました。1件は、文字修正等であり、意見どおり修正を行っています。もう1件は、入札参加資格に関する意見であり、既に対応済みですので特段修正を行っていません。

最後に、周知広報活動の強化として入札公告を行うに当たり、入札が可能だと思われる団体には声かけを行うこととし、また、入札前には入札説明会を実施し、さらに入札説明会から入札日までは2週間以上の期間を設けるなど準備期間の確保を行う予定です。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項(案)について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございます。実施要項の14ページ目でございます。先ほどご説明いただきましたイ.のb)経験・能力等という部分の3つ目のポツ、芸術分野に関連する業務を受託・実施等した実績があるか、という部分でございますけれども、この芸術分野に関連する業務というのは具体的には例えばどのようなものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○柏田支援推進室長 本事業が運営する「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」は、音楽、演劇、大衆芸能等の幅広い芸術一般を対象とする事業です。よって、あまり限定的にならないように、何らかの芸術分野について、ある程度関与した実績があることが望ましいという趣旨で設けている項目です。

○辻専門委員 多分、これポイントは、芸術という文言はどのような範囲を示しているのかというお話と、それから関連する業務ですね。業務って具体的にどんなものなのか。例えば、この1個前のポツですと、契約や経理処理に関連する業務というふうに業務の内容を具体化しております。他方で、こちらの3つ目のポツでは、業務に関して特段修飾語はないところなんですけれども、この3つ目のポツに関する業務は具体的にどういうものを想定していらっしゃいますか。

○中村支援推進室室長補佐 この事業は管理運営業務なので、コンサートの実施に係る事業の受託などの実績があった場合には、芸術分野に係る知識が豊富であるということについて加点項目として置きたいと考えています。よって、コンサートや絵画といった具体的

な分野を定めずに、芸術関係の事業等の運営をした業務実績はあるかどうかということを確認させていただきたいと考えています。

○辻専門委員 では、今おっしゃった、コンサートの受託とか、多分そのコンサートというのは演奏家の方を手配した上で、おそらく芸術家の方を集めてくるという部分があって、他方で、コンサート会場を手配したりとか、いろいろまた業務を因数分解できるかとは思いますが、どのあたりを重視なさっているのでしょうか。

○中村支援推進室室長補佐 重複になりますが、本事業と同じく管理運営業務の実績があるところのほうが望ましいと思っており、そのような実績があることについては加点の範囲であると考えています。

○辻専門委員 できれば、初めて見る方が、あ、うちは実はこういう業務をやっているのだからこの部分で加点されるだろう、とか自信をつけて応募してくれるかもしれませんので、できればこのあたり、例えば例示でこういう業務とかいうのを出していただけたらよろしいかと思しますので、ご提案でございます。

○中村支援推進室室長補佐 例示をつけるというご指摘了解しました。

○生島専門委員 済みません。ご説明ありがとうございます。ちょっと教えていただきたいんですけど、この契約状況等の推移のほうなんですけれども、平成27年度は同じ2者が応札されて2者とも予定価格以内ということだったんですけども、その場合のもう1者の、落札しなかったほうの応札価格というのはお幾らぐらいなんです。予定価格の何%とかでもいいんですけども、どのぐらいの差があったのかなど。

また、平成28年度についても、こちらはオーバーしているということなんですけれども、ちょっと具体的な数字を教えていただけたらなと思ったんですが。

○柏田支援推進室長 申し訳ありません。手持ちの資料がなく、この場で回答致しかねます。

○生島専門委員 わかりました。

そういうふうに質問させていただいたのが、23ページの過去の契約状況というか、経費のところ、平成28年度になっていろいろと大幅に経費が増えている項目があるのかなと思っていて、こちらの注にもあるように借損料ですとか。借損料というのは、事務所経費でございますね。

○柏田支援推進室長 そうです。

○生島専門委員 お家賃ということで。なんですけれども、結構大幅に経費が上がっても、やはり勝てるんだなというところで、なぜなのかなという疑問になりましたので、一応ちょっと数字を見たいなと思いました。お家賃がかなり、ばんと上がっているんですけども、これは今まではおそらくこちらの入札業者さんの事務所の中の一部を使っておられて、今度は新たに借りたということだと思ってしまうんですけども、これは何かそういう必要性があったのでしょうか。何かそういうご指導が、外に借りなさいとか、そういったご指導があったのでしょうか。

○柏田支援推進室長 事務所に関しては、入札後に落札者であるJTBコミュニケーションズが関連企業と合併をして、JTBコミュニケーションデザインという会社になった関係で社屋も移ることになったのですが、本事業の業務量や人員を鑑み、新社屋の部屋が使えなくなったことによります。

○生島専門委員 なるほど。で、外に借りるようになって。わかりました。

それから、一般管理費のほうも、ちょっとずつ増えていくなという感じなんですけど、こちらは特に、その10%以内であれば特段増えても問題はないという理解で。

○森支援推進室育成係長 はい。一般管理費は10%を上限とし、その範囲内ということにしています。

○生島専門委員 なるほど。全体の経費が増えればその10%も増えていくので、その分一般管理費も増えるよというところなんですね。なるほど。

そうすると、この事業はもう少し多くの業者さんができるような、旅行業者さんだけでもいっぱいあるかなと思いますし、なぜこの事業でこんなに経費が増えた方が落札できるのかなというのがちょっと疑問だったんですけども、そのあたりに関しては、文化庁さんの分析というのはどのように。

○柏田支援推進室長 経費が増えたといいますか、平成27年度の「実施に要した経費」は精算額であって、平成27年度も当初の契約金額は平成28年度との契約額と近い金額が計上されていましたが、例えば欠席委員の謝金等の不用が生じたことにより、清算の結果、契約額より減額されています。

○生島専門委員 では、そんなに経費が上がっているという認識は持っておられない。

○柏田支援推進室長 はい。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 では、済みません。いただきました資料、実施要項（案）の23ページなんですけど、注記事項で、平成26年度事業について説明をされているんですけども、これはなぜ平成26年度なのか。実績ベースだったら平成27年度のものの方が新しいし、契約ベースで大分変わっているのなら平成28年度のものでもいいのになと思ったんですけども、大分変わっていて、変更要因は下に書いてあるので変動の要因はわかるんですけども、具体的にその中身というところ、先ほどの借損料も会場の借料、おそらく会議をやるものでしょうし、大分変わってきているのになぜなのか。何か意図が。

○柏田支援推進室長 いえ、間違えですので、平成28年度に直したいと思います。

○浅羽副主査 平成27年度にしますと、借損料のところは平成28年度ほどは上がっていないんですけども、平成27年度も大分上がっているんですけども、これも平成27年度の途中で事務所を借りるようになったということなのか。思ったんですけども、そうではないんですか。

○森支援推進室育成係長 昨年の実施要項案にも書かせていただきましたが、審査会の会場として文化庁の会議室が使用できる場合もあり、その場合には借損料が必要ないのです

が、企画提案時には全会場を外部で借りることを想定していたということです。結果的に精算において、この金額になっているということです。

○浅羽副主査 確かにそのように伺っていて、では平成27年度の試算のほうを細かく書き直していただいたとして、もし全く新しい業者が平成28年度の契約ベースと並べてみて、さてどこで勝負できるかなと思ったら、もしかしたらこの会議のところで、文化庁さんから近いところで事務局、事務所を持っていらっしゃるようなところだと、もちろんこういう業務ができないとお話にならないですが、何かそういうところと、必ずしも単独ではなくてもいいのかもしれないですけども、そういうところを利用できるようなところだったら、あ、うち、もしかしたらここでものすごく勝てるんじゃないのかな、と読めるような気がしたんですね。だとしたら、それが読めるような、平成27年度でこの中身がそうなっていて、というところがわかると。

と言うか、おそらく勝負するとすればここですよね。金額が大きいですし、事務所を新たに借りてとかいうところで。企画提案はちょっと別として、ちゃんとしないといけないですけども、価格で勝るとしたらここかなと私は思ったんですけども、何かそういうふうな、ここが勝負どころかもしれないよというようなところがあると、もしかしたら違う業態からも行けるのかなと思ったんですが。そんなこともあって、ちょっと試算がなぜ平成26年度かなといういろいろと思って、半分ご提案みたいな話ですけどもご検討いただければ幸いです。

○柏田支援推進室長 ありがとうございます。

○辻専門委員 1点だけ、細かくて恐縮です。実施要項、31ページ目でございます。別添4、確認書（コンテンツ）と書かれている書面でございます。これの第6項のイ、「乙が株式会社である場合に」と書いてございます。これは株式会社である場合には一定の特別な取り扱いを受けることができるという規定なんですけれども、これを株式会社に限定した理由というのはどんなものがあるのでしょうか。

もし何かのひな型をそのまま利用なさっているとか事情があるのであれば、ほかに合同会社とかいろいろございますので、結構エンターテインメント系は合同会社が多かったりしますので、もし差し支えなければ広げていただく方向でご検討いただければと思います。

以上です。

○柏田支援推進室長 ありがとうございます。

○尾花主査 2点、教えてください。2ページ目の（2）の①の育成事業の運営事務局の設置という記載があるのですが、この事務局の設置というのは物理的な場所を想定されていますか。

○柏田支援推進室長 場所ではなく体制を想定しています。

○尾花主査 そういたしますと、近ごろこういう芸術分野の方は個人にパソコンを持たせてそこを起点に業務を提供する、というようなことも十分可能だというお考えでこれを書かれているということなのですね。わかりました。

では、あともう1点なのですが、22ページ、先ほど来、ほかの委員からも指摘がありました。評価項目一覧の4.の民間事業者に望まれる経験・能力等ということの、4.1.①の行政事業に係る業務を受託・実施した等の実績があるか、というようなことで行きますと、例えばシステムの開発であろうが建設業務であろうが行政事業であるので、御庁が加点したいものを特定されたほうが入札する方にもわかりやすいなと思うのと、先ほど来、また他の委員が言った、③の芸術分野に関する業務実績というのもあるのですが、これ、例えばですけれども、自分は看板を書いていますというような方を想定しているかということ、おそらくそれは想定していないと思うので、芸術分野を対象とする事務局業務というようなことなのであればそのような書き方をされたほうがいいのではないかと感じました。

さらに、その配点なんですけれども、5点というのは、段階を追ってつけられるんでしょうか。満たせば5点ということなんでしょうか。そのあたりが実施要項にもし書いてあれば教えてください。

○柏田支援推進室長 評価項目一覧の下に加点付与基準という表を設けており、そこに「大変優れている」が5点、「優れている」が3点、「やや優れている」が1点と配点の基準を示しています。

○尾花主査 手元の資料にはその表が掲載されていないので、最終版では書いていただくということで承知しました。

○柏田支援推進室長 承知しました。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は長時間ありがとうございました。失礼いたします。

（文化庁退室）

— 了 —